

広島県告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十二年五月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年四月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道三七五号	三次市作木町香淀字川ヶ一〇二四番一地从ら 三次市作木町香淀字川ヶ九五一番九地先まで	平成二十二年四月二七日